

盛岡農業振興地域整備計画を変更しようとする理由

1 盛岡農業振興整備計画の変更理由

次の理由により農用地利用計画を変更するもの。

(1) 農家住宅の建築（１件）

自らも営農をしながら、本家の営農を援助するために、農家住宅を建築することから、農用地区域から除外するもの。

(2) 緑地の整備（１件）

工場を経営するにあたり、一定面積以上の緑地が法令上必須なため確保を計画していることから、農用地区域から除外するもの。

2 農用地利用計画の変更理由

別紙のとおり。